

4.4 景観づくりのための行為制限に関する事項

いまある良好な景観の保全・育成のために必要なルールとして、行為制限に関する事項を以下に定めます。

(1) 建築物や工作物等に関する事項

各エリアの景観づくりの方針に沿って、エリアごとに届出対象行為と景観形成基準を定めます。

① 届出対象行為

行為の種類		まちなかエリア	田園・里山エリア	高原・保養エリア
(1) 建築物の建築等	①新築、増築、移転、改築	高さ 10m 又は建築面積 1,000 m ² を越えるもの		
	②外観の変更(修繕、模様替え、色彩の変更)	変更面積 400 m ² を越えるもの		
(2) 工作物の建設等	①プラント類 ^{※1} 、自動車車庫(建築物にならない機械式駐車装置等)、貯蔵施設類 ^{※2} 、処理施設類 ^{※3} の新築、増築、移転、改築、外観の変更	高さ 10m 又は築造面積 1,000 m ² を越えるもの		
	②電気供給施設・通信施設等(電柱、鉄塔、アンテナ等) ^{※4} の建設等	高さ 20m を越えるもの		
	③太陽光等発電施設(一団の土地又は水面に設置されるもの、以下「野立ての太陽光発電施設」) ^{※5} の建設等	太陽電池モジュールの築造面積の合計が 50 m ² を超えるもの(概ね 10kW 相当)	太陽電池モジュールの築造面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
	④上記①～③以外の工作物の建設等	高さ 10m を越えるもの		
(3) 上記(1)又は(2)の行為で特定外観意匠 ^{※6} のあるもの	表示面積が 25 m ² を超えるもの			
(4) 土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質変更 ^{※7} 、法面・擁壁の設置	面積 3,000 m ² 又は生じる法面・擁壁の高さ3m かつ長さ 30m を越えるもの			
(5) 屋外における土石、廃棄物、その他物件の集積又は貯蔵	堆積の高さ3m又は面積 1,000 m ² を超えるもの			

※1 プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

※2 貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

※3 処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※4 電気供給施設等電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 16 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

※5 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「(1)②建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」に該当します。

※6 公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠(営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く)

※7 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び景観法施行令第 4 条第 1 項に規定する土地の形質の変更